三原村地球温暖化対策実行計画区域施策編

～概 要 版～

令和７年３月

三原村

はじめに

計画策定の背景と目的

近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、世界各地で自然災害が多発しており、我が国においても、台風の巨大化や集中豪雨等により、各地で甚大な被害の発生、さらには自然環境や生態系への悪影響など、気候変動の影響が顕在化しています。

世界全体で脱炭素への動きが進められる中、我が国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年までにカーボンニュートラル※、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進しています。

三原村においても、2022 年 12 月 8 日の村議会定例会 12 月会議において、村長が 2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向け取り組むことを宣言しており、様々な取組を進めているところです。



「三原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、本計画という）は、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、地域のすべての主体が温室効果ガスの排出削減に取り組むために策定するものです。

計画の位置づけと期間

本計画では、「地球温暖化対策推進法」第 21 条第 4 項に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めています。また、三原村創生総合戦略ほか関連計画と整合を図り、地球温暖化対策を村・村民・事業者が一体となって着実に推進するための実行計画です。

また、本計画は国の計画に準じて基準年度を 2013 年度とし、2030 年度までを中期目標期間、2050 年までを長期目標期間とします。

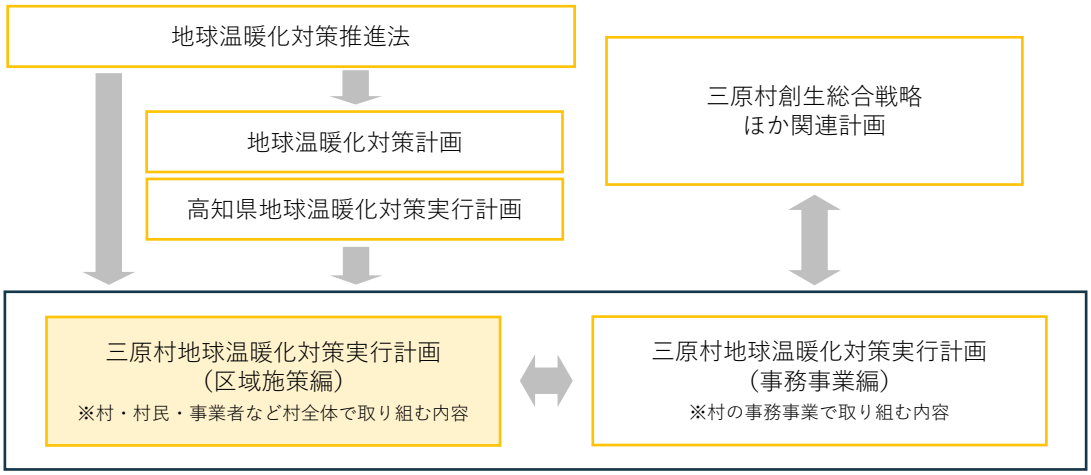


図　計画の位置づけ

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロにすること。ゼロカーボンと同義。

温室効果ガス排出量の状況

温室効果ガス排出量の現況

三原村における 2021 年度（現状年度）の温室効果ガス排出量は 13.1 千 t-CO_2であり、その排出量の内訳は、産業部門が最も多く、全体構成比の 44.1%を占めています。次いで運輸部門が 30.9%、家庭部門が 13.4%となっています。

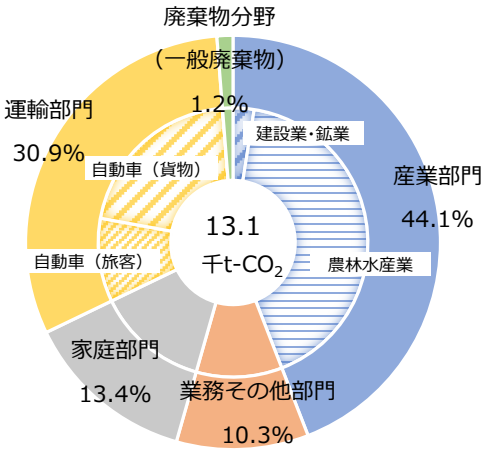


図　温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比（2021 年度）

温室効果ガス排出量の推移

三原村における温室効果ガス排出量は、2013 年度（基準年度）以降、概ね減少傾向で推移しており、2021 年度（現状年度）は 2013 年度比で 25.7%削減となっています。

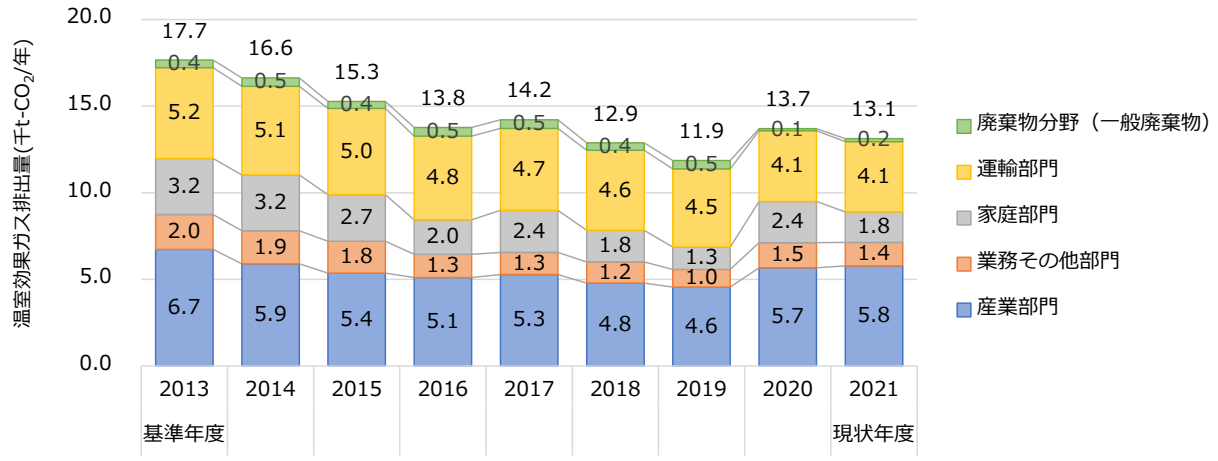


図　温室効果ガス排出量の部門別推移（2013 年度～2021 年度）

温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス削減目標は、2050 年度のカーボンニュートラルを見据えた長期的な視野のもと、脱炭素シナリオ（対策・施策の追加導入を想定したシナリオ）に基づき設定します。

脱炭素シナリオによる将来推計の結果、実現可能なところから温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むこととすると、2030 年度の温室効果ガス排出量は、2013 年度比約 37%削減となります。また、2050 年度の温室効果ガス排出量は、2013 年度比で約 75%削減と見込まれます。なお、2050 年度の温室効果ガス排出量の推計値はゼロとなっていませんが、温室効果ガス排出量と森林吸収量が相殺され実質ゼロとなる、カーボンニュートラルが達成される見込みです。

将来推計の結果を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

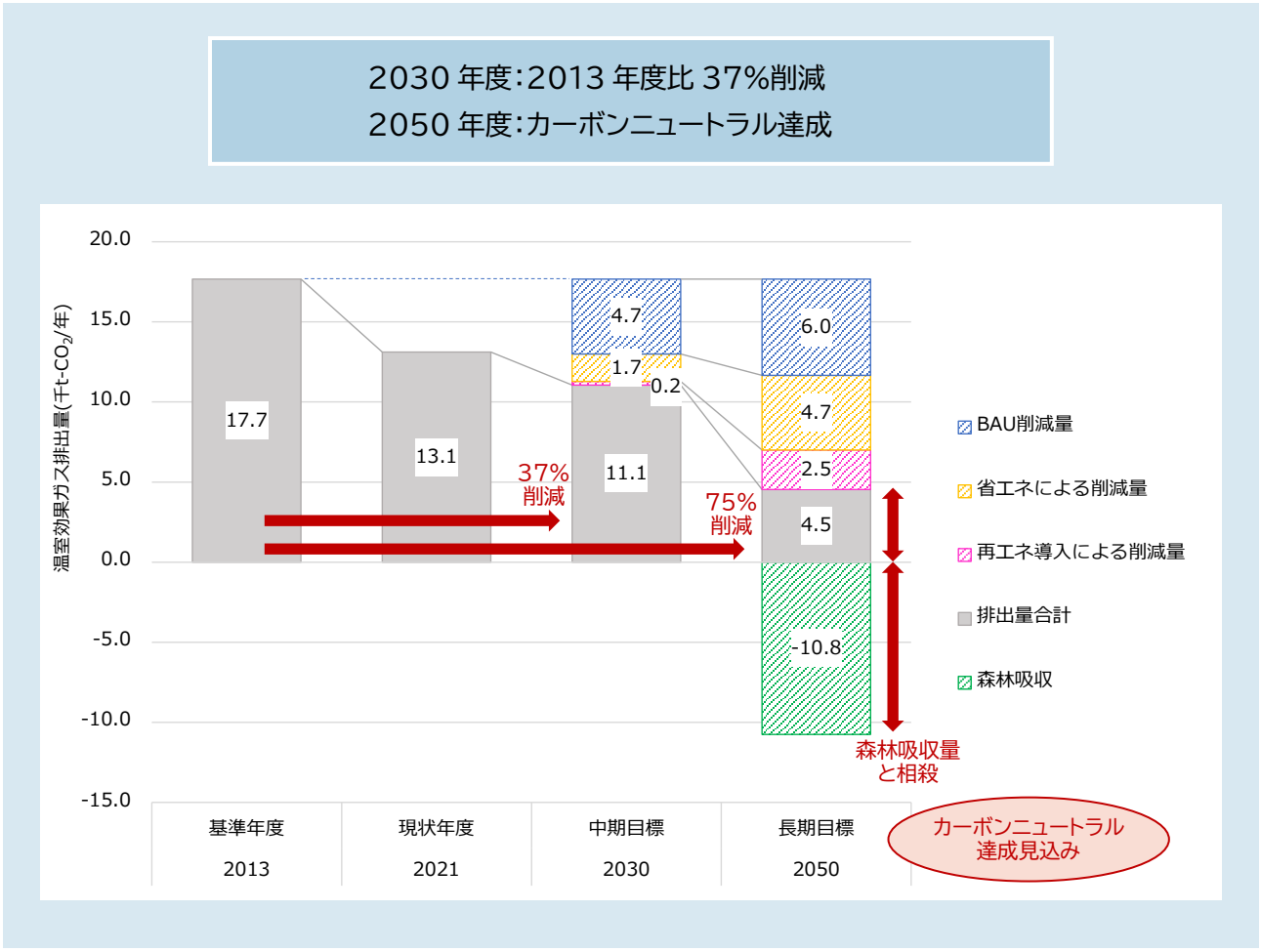


図　脱炭素シナリオにおける温室効果ガス排出量の削減目標

目標達成に向けた取組

施策の体系

本計画では、地域から排出される温室効果ガスの削減目標達成に向け、以下の４つの施策の柱のもと、取組を進めていくものとします。

表　施策体系と対象部門・分野

施策の柱		施策		対象部門･分野
1	再生可能エネルギーの利用推進	1-①	再生可能エネルギー設備の導入	産業･業務･家庭
		1-②	再生可能エネルギーの利用拡大	
2	省エネルギー化の推進	2-①	省エネルギー設備の導入および建物の省エネルギー化	産業･業務･家庭
		2-②	省エネルギー行動の促進	
3	脱炭素型まちづくりの推進	3-①	環境負荷の少ない交通の利用	運輸
		3-②	地域拠点でのエネルギーの効率的利用	業務
		3-③	適切な森林整備、木材の利用	吸収源対策
4	循環型社会の形成	4-①	ごみの発生抑制	廃棄物
		4-②	再利用･再資源化の推進	

具体的な取組

施策の柱１　再生可能エネルギーの利用推進

温室効果ガス排出量を削減するには、太陽光発電や木質バイオマス、水力発電等の再生可能エネルギーを利用し、使用するエネルギーを脱炭素化することが必要です。また、再生可能エネルギーの地産地消を進めることは、地域のレジリエンス※の向上や地域外へのエネルギー支出の削減にもつながります。

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進めるとともに、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

※レジリエンス：対応力や回復力のこと。

＜村の取組＞

〇公共施設の新設や改修・更新とあわせて太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を進めます。

〇家庭や事業所向けの再生可能エネルギー設備の導入を支援するため、国や県の補助制度等についての情報提供や村補助制度の導入について検討します。

〇村が所有する太陽光発電施設を FIT 制度（固定価格買取制度）の買取期間終了後に地域内で有効活用できるよう検討します。

＜村民の取組＞

〇住宅において太陽光発電設備や蓄電設備の導入に努めます。

〇電力会社との契約において、再生可能エネルギー由来の電力の選択に努めます。

＜事業者の取組＞

〇事業所建築物や敷地において太陽光発電設備や蓄電設備の導入を検討します。

〇電力会社との契約において、再生可能エネルギー由来の電力の選択を検討します。

施策の柱２　省エネルギー化の推進

温室効果ガスを削減するためには、使用するエネルギーそのものを減らすことが必要です。

冷暖房・給湯・照明等のエネルギー使用量を削減するために、省エネルギー性能の高い設備の導入・利用や建物のエネルギー効率向上を図ります。また、日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動を推進します。

＜村の取組＞

〇公共施設において、省エネルギー機器の導入、LED 化等を推進するとともに、冷暖房による室温の適正化やパソコン等の OA 機器の電源管理、不要な照明の消灯を徹底します。

〇水道の使用にあたっては、適切な水量で日常的に節水に努めます。

〇家庭や事業所向けの省エネルギー対策等について情報提供を行います。

＜村民の取組＞

〇給湯器や家電製品、照明等を買い替える際は、高効率な省エネルギー機器の選択に努めるとともに、住宅の省エネルギー化に努めます。

〇インターネットのアプリやサービス等を活用し、電気やガスの使用量をチェックしたり、地域の平均的な使用量と比較するなどして、エネルギーの節約に努めます。

＜事業者の取組＞

〇設備・機器や、照明等を更新する際は、事業所の特性に応じた高効率な省エネルギー機器を導入するとともに、建物の省エネルギー化を進めます。

〇事業活動に伴うエネルギー使用量等について記録・分析したり、省エネルギー診断※を受け、設備・機器の運用改善や、計画的な設備更新に努めます。

※省エネルギー診断：省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が、事務所又は事業所等を訪問し、当該事業所等におけるエネルギーの使用状況や設備の運転状況を調査して、その調査結果に基づき、効果的な省エネ対策を提案するもの。設備更新対策だけでなく、費用の掛からない運用改善による省エネも提案される。

施策の柱３　脱炭素型まちづくりの推進

地域全体で脱炭素化を進めるにあたっては、環境負荷の少ない交通手段の利用を促進したり、地域拠点で面的にエネルギーを利用したりするなどして、地域全体でのエネルギー使用量の低減を図るとともに、CO_2の吸収源対策を進めることが必要です。

公共交通を利用しやすい環境を整備・維持するとともに、環境負荷の少ない自動車の利用を促進するほか、地域拠点でのエネルギー効率化を推進します。また、適切な森林管理により、CO_2吸収源の確保を図ります。

＜村の取組＞

〇公用車の更新、導入にあたっては、ハイブリッド自動車、電気自動車等を選ぶとともに、エコドライブを推進します。

〇隣接する公共施設に太陽光発電や蓄電池を導入することで電力を融通利用し、レジリエンスの強化とともにエネルギー利用の高効率化やコスト削減を図ることを検討します。

〇森林の健全な成長を促進するため、適切な森林整備や再造林を促進します。

＜村民の取組＞

〇燃費の良い自動車選びやエコドライブの実践に努めます。

〇地域の森林や林業について学び、理解を深めることに努めます。

＜事業者の取組＞

〇燃費の良い自動車選びやエコドライブの実践、輸送の効率化に努めます。

〇森林の健全な成長を促進するため、適切な森林整備や再造林を推進します。

施策の柱４　循環型社会の形成

私たちが消費する製品や食品が生産・輸送される過程においては多くのエネルギーが使われており、浪費されたり、捨てられるものを減らすことは、生産から廃棄までのライフサイクル全体のエネルギー消費量を減らすとともに、資源を守ることにつながります。

循環型社会の構築を目指し、廃棄物そのものの発生抑制に取り組むとともに、再利用・再資源化を推進します。

＜村の取組＞

〇事務事業の実施においては、グリーン購入法による環境物品の購入や環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に購入します。

〇村民や事業者に分別・リサイクル方法、収集方法等について広く情報発信します。

＜村民の取組＞

〇物を無駄にしない生活スタイルを心掛けます。

〇資源物は混合ごみとして出さず、適切に分別して排出するよう努めます。

＜事業者の取組＞

〇可能な限り環境負荷の少ない製品・サービスを購入するよう努めます。

〇原材料の選択や製造工程、輸送工程などを工夫し、排出されるごみの排出抑制に努めます。

計画の推進

取組の主体と役割

温室効果ガス排出量の削減は、日常生活や事業活動と密接に関わっているものが多くあるため、村・村民・事業者の主体的かつ積極的な取組が不可欠となります。そのため、各主体がそれぞれの立場で、また、相互に連携しながら、役割を果たしていくことが必要です。

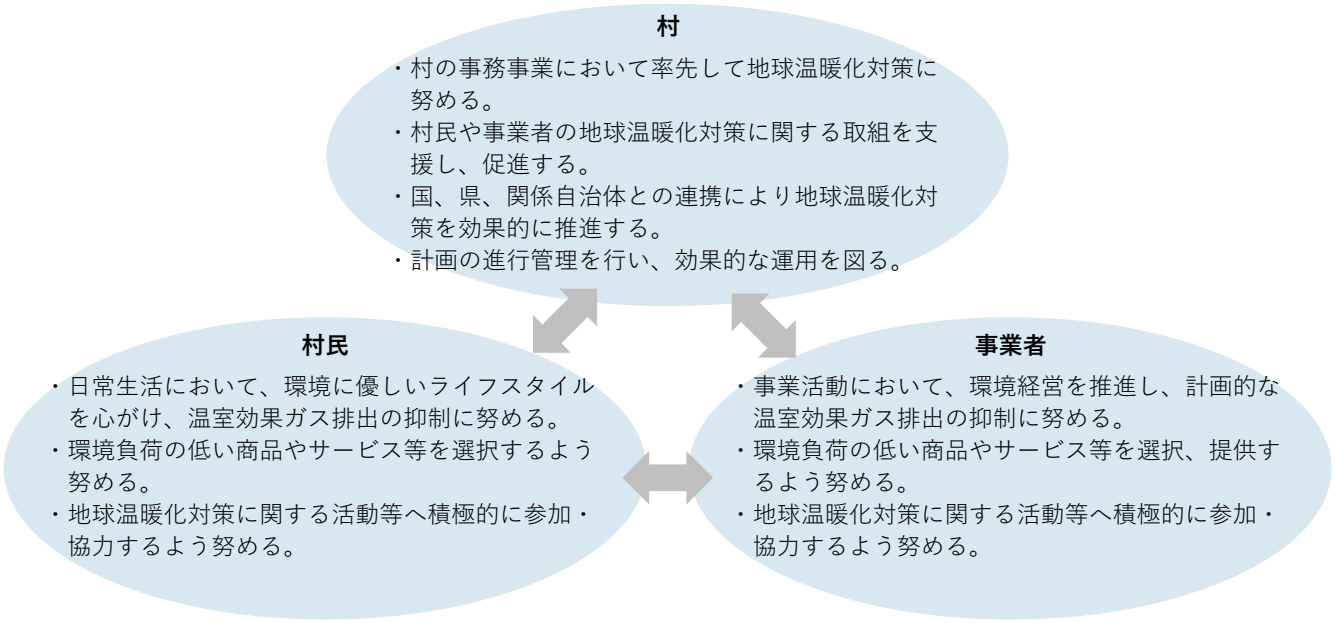


図　取組の主体と役割

計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、計画（Plan）、取組の実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行う PDCA サイクルによる継続的な改善を図ります。

また、社会情勢の変化や地域を取り巻く状況等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

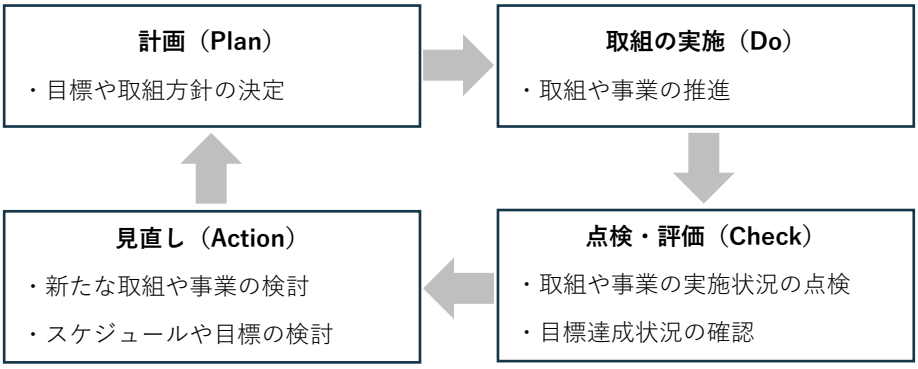


図　計画の進行管理